

やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等について

地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市区町村の被保険者（住所地特例対象者である他市区町村の被保険者を含む）に限りサービスを利用できるものです。

しかし、やむを得ない事由により、事業所所在の市区町村以外の被保険者が利用を希望する場合は、当該事業所から利用を希望する者が居住する市区町村に対し、新たに指定申請を行うことが必要となります。

申請を受けた市区町村は、事業所が所在する市区町村と協議を行い、自治体間で当該事業所の指定について同意をするか否かの判断を行った上で、同意を得られた場合のみ当該被保険者に限りサービスの利用が可能となります。指定を受けていない市区町村の被保険者がサービスを利用した場合には介護給付の対象となりません。

このことについては、従来から国の地域密着型サービスの取扱い等を踏まえた運用を行っておりますが、この運用に関して、地域密着型サービス事業者が制度の趣旨をよく理解されていない事例が見受けられます。（介護支援専門員（ケアマネジャー）の方もサービス計画立案時には注意が必要となります。）

このため、本市が同意する基準や同意を求める基準、他市区町村からの転入者に係る利用の要件について明文化した「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱」を定めましたので、御確認ください。

1 旭川市以外の被保険者が、旭川市内の地域密着型サービス事業を利用しなくてはならない場合

- ・利用においては、相当の理由と時間が必要となりますので、お早めに被保険者の市区町村と事業所が所在する市区町村に御相談ください。
- ・協議の手続きは上記のとおり、保険者の市区町村を通じて行ってください。（利用が妥当と判断されれば、旭川市から同意書を保険者の市区町村に送付）
- ・協議依頼に当たっては、利用を申し込んでいる待機者がいない旨又は既存の待機者よりも利用の必要性が高い旨の協議依頼書が指定対象事業所から事前に提出されていることに加え、要綱に規定するやむを得ない場合に限り、同意するものとします。
- ・協議手続きは事業所の指定更新の度に必要です。

1 旭川市以外の被保険者が、旭川市内の地域密着型サービス事業を利用しなくてはならない場合			
(1)	市内地域密着型サービス事業者	→	市外保険者（他市区町村、広域連合） 利用に伴う協議依頼
(2)	市外保険者（他市区町村、広域連合）	→	旭川市（介護保険課） 同意依頼
(3)	旭川市（介護保険課）	→	市外保険者（他市区町村、広域連合） 同意書若しくは不同意書
(4)	市外保険者（他市町村、広域連合）	→	市内地域密着型サービス事業者 同意若しくは不同意の連絡
(5)	市内地域密着型サービス事業者 (※同意が得られた場合)	→	市外保険者（他市区町村、広域連合） 指定申請
(6)	市外保険者（他市区町村、広域連合） ※システム入力は上川総合振興局等	→	旭川市（介護保険課→指導監査課） 指定の通知 ※指導監査課がシステムに同意を入力

(1) 他市区町村の被保険者で旭川市に住民票がある場合（住所地特例対象者）

⇒ 旭川市の地域密着型サービスの利用は可能です。（旭川市の同意は不要です。）

(2) 他市区町村の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設以前から引き続き継続利用を行っている場合

⇒ 旭川市の地域密着型サービスの利用は可能です。

(3) 他市区町村に該当サービスが存在しない場合、定員に空きがない場合など

⇒ 旭川市の地域密着型サービスの利用が可能な場合があります。

(4) 第1号通所事業のサービス提供事業所の利用していた者が、更新等により、認定区分が要支援から要介護に変わったが、継続して当該事業所の利用が必要と介護支援専門員が判断している場合

⇒ 旭川市の地域密着型通所介護の利用が可能な場合があります。

(5) 他の市区町村の被保険者が住民票を移さずに旭川市に居所を置いている場合

⇒ 旭川市の地域密着型サービスの利用はできません。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所票の異動等を御検討ください。

ただし、住民登録を異動できないやむを得ない事由（虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、居住の市区町村から旭川市あてに協議依頼をしてください。なお、当該他市区町村の判断により、利用ができない場合があります。また、やむを得ない事由と判断できなければ、本市が同意をしない場合もあります。

2 他市区町村からの本市への転入における条件について

- ・他市区町村から旭川市へ転入し、旭川市内に所在する「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の入居申込は本市への転入後3か月を経た者からの入居としています。このことについては、本市の地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために必要な扱いとしています。
- ・しかしながら、入居申込者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者の転入に伴い本市に転入する場合など、やむを得ない場合は、転入後の経過期間にかかわらず、入居申し込みができる扱いとしています。

3 旭川市の被保険者が市外の地域密着型サービス事業を利用しなくてはならない場合

- ・利用においては、相当の理由と時間が必要となりますので、お早めに被保険者の市区町村と事業所が所在する市区町村に御相談ください。
- ・協議の手続きは下記のとおり、旭川市介護保険課に「地域密着型サービス事業所の利用に伴う協議依頼書（様式第1号）」を提出してください。
(ただし、当該他市区町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。また、内容を判断し、本市が協議を行わない場合もあります。)
- ・協議依頼に当たっては、利用を申請している待機者がいない旨又は既存の待機者よりも利用の必要性が高い旨の協議依頼書（様式第1号）が指定対象事業所から事前に提出されていることに加え、要綱に規定するやむを得ない場合に限ります。
- ・協議手続きは事業所の指定更新の度に必要です。

2 旭川市の被保険者が、旭川市外の地域密着型サービス事業を利用しなくてはならない場合			
(1)	市外地域密着型サービス事業者	→	旭川市（介護保険課） 利用に伴う協議依頼
(2)	旭川市（介護保険課）	→	市外保険者（他市区町村、広域連合） 同意依頼
(3)	市外保険者（他市区町村、広域連合）	→	旭川市（介護保険課） 同意書若しくは不同意書
(4)	旭川市（介護保険課）	→	市外地域密着型サービス事業者 同意若しくは不同意の連絡
(5)	市外地域密着型サービス事業者 (※同意が得られた場合)	→	旭川市（指導監査課） 指定申請
(6)	旭川市（指導監査課） ※指導監査課が介護システムに入力	→	市外保険者（他市区町村、広域連合） 指定の通知 ※保険者が同意。ただし、同意のシステム入力は上川総合振興局等

(1) 旭川市の被保険者で利用希望事業所と同じ市区町村に住民票を置いている場合

(住所地特例対象者)

⇒ 他市区町村の地域密着型サービスの利用は可能です。（他市区町村の同意は不要です。）

(2) 旭川市の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設以前から引き続
き継続利用を行っている場合

⇒ 他市区町村の地域密着型サービスの利用は可能です。

(3) 他市区町村の事業所と同種のサービスが本市に存在しない場合や定員に空きがない
場合など

⇒ 他市区町村の地域密着型サービスの利用が可能な場合があります。

(4) 第1号通所事業のサービス提供事業所の利用していた者が、更新等により、認定区
分が要支援から要介護に変わったが、継続して当該事業所の利用が必要と介護支援専
門員が判断している場合

⇒ 他市区町村の地域密着型通所介護の利用が可能な場合があります。

(5) 旭川市の被保険者が住民票を移さずに他市区町村に居所を置いている場合

⇒ 他市区町村の地域密着型サービスの利用はできません。地域密着型以外の広域型のサ
ービスの利用や住所票の異動等を御検討ください。

※ ただし、住民登録を異動できないやむを得ない事由（虐待等で住民票を移せば利
用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、旭川市介護保険課あてに協議依
頼書を提出してください。

※ なお、当該他市区町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできま
せん。また、内容等を判断し、やむを得ない事由と判断できなければ、本市が協
議を行わない場合もあります。